

ご著書の著作権の予備登録のお願い

学術著作権協会
研究者著作権審議委員会 委員長 黒田 晴雄

複写機が技術的にますます進歩し、爆発的に普及が進んだ結果、本来は著作権法によって、著者の許諾が必要な場合でも、複写がほとんど野放しになっているのが現状です。あなたが執筆なさった図書がどこかで、誰かによって複写されていても、それを監視することはもちろん、複写のための著作権使用料を徴収することは、個人の力では現実には不可能です。一方、複写する側（利用者）では、著者（著作権者）から許諾をとろうと思っても、複写の都度、著者に直接連絡することは実際問題としてできない相談です。

このような不都合を少しでも緩和し、著者の方々の正当な権利を守るために、日本では1991年に（社）日本複写権センター（JRRC）が設立され、複写権の管理の代行（著作権集中処理といっています）をしています。欧米誌国にも同様な団体があります。学術著作権協会（学著協）は、JRRCの三つの会員機関の一つとして、学協会が発行する学術雑誌の複写権の行使の委任を各学協会から受けて、複写許諾と複写使用料徴収の事務をJRRCに委託し、JRRCが集めた複写使用料を学協会に分配する仕事をしています。その過程で行う実態調査などで、研究者が学術雑誌に発表する論文に限らず、図書もよく複写されていることが判明し、学術雑誌だけでなく一般の図書についても、同様な複写権管理の仕組みが必要であると痛感するにいたりしました。

JRRCによる複写権集中処理は、著作権者からJRRCの会員団体への権利行使の委任（委託）に基づいて、代行業務を行うことにしていますので、研究者で著作権をお持ちの著者からは、学著協に登録して頂くことが大前提です。

毎年数万点も発行される新刊図書の著作権者全員から委託して頂くことが理想ですが、それは将来の目標として、さしあたりは単行本についても、学術雑誌と類似の仕組みをスタートさせるため、相当数の委託を受けた上でJRRCの集中処理機構に乗せたいと考えています（平成12年を目処としています）。それで、以上の目標を達成するため、あなたがお書きになった図書の予備登録をお願いする次第です。予備登録がある程度数の数に達した時点で、JRRCのシステムに乗せる正式登録（権利行使の委託）のため、改めて手続きをお願いすることにいたしたいと思います。

注

1. 登録対象の著作物：研究者が学術雑誌に発表する論文等は学術雑誌のグループとして扱いますので、予備登録の対象は研究者個人または少数の共著者で執筆された図書とします。さしあたり翻訳著作物は対象から除外します。
2. 重複登録について：もしあなたの著作物の出版者が、たとえば出版者著作権協議会にあなたの著書を登録している場合は二重に登録されるおそれがあります。私どもの方に登録変更なさってもかまいませんし、そのまま出版者との契約にしたがってもかまいませんが、集めた複写使用料があなたに分配されることを確認されるようお勧めします。
3. 学著協の活動について：1990年以降学協会（現在数420）が著作権を有する著作物の著作権集中処理を行ってきましたが、今回、研究者個人が著作権を有する著作物の著作権集中処理の仕組みをスタートさせようとしています。
4. JRRCの活動について：日本の企業、団体と複写許諾契約を結んで、複写権使用料を集め、一定の方式に従って、著作者団体連合、学術著作権協会、出版者著作権協議会を通じて分配しています。米国の同様な機関であるCopyright Clearance Center（CCC）と提携して、相互の複写使用料を取次ぐよう交渉中です。

上記趣旨の予備登録（無料）にご参加下さる方は、ご氏名（ローマ字付）、連絡先住所（自宅又は勤務先、勤務先の場合は部署、役職も）、電話、FAX、E-mail、ならびに著作権をお持ちの各著作物リスト（書名、ISSN、発行所）を下記にFAX又はE-mailでお知らせ下さい。

一 予 備 登 録 連 絡 先 一

〒107-0052 東京都港区赤坂9-6-41 乃木坂ビル

学 術 著 作 権 協 会

TEL：03-3475-5618, FAX：03-3475-5619

E-mail: kammori@msh.biglobe.ne.jp